

令和6年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和6年1月22日（月曜日）

○日時 令和6年1月22日 午前10時00分開会

○場所 委員会室

○議件

1. いじめ防止対策に関する提言について
2. 行政視察について

○出席委員（7名）

委員 長	永 本 浩 子
副 委 員 長	村 椿 敏 章
委 員	金 兵 智 則
	栗 田 政 男
	里 見 哲 也
	古 田 純 也
	古 都 宣 裕

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（6名）

石 垣 直 樹
澤 谷 淳 子
立 崎 聡 一
深 津 晴 江
松 浦 敏 司
山 田 庫 司 郎

○事務局職員

事 務 局 長	岩 尾 弘 敏
次 長	石 井 公 晶
総 務 議 事 係	早 渕 由 樹

午前10時00分開会

○永本浩子委員長 ただいまから、文教民生委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、所管事務調査であります。

それでは、本日はいじめ防止対策に関する政策提言について、具体的な協議を皆さんとしていきたいと思っております。

皆さん、御手元に議会事務局のほうで作っていただきました資料があるかと思っております。

皆さんから挙げていただきました、今回の提言に内容として盛り込んでいただきたいものを、具体的に挙げていただいたものを、同じような内容のもの

を、こういった形でまとめてくれましたので、資料を基にして今日は話を進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

一応、大きくいじめ予防策といじめ対応策の行政側、いじめ対応策の学校、教育委員会側でいじめ対策全体という形で大きなくくりでまとめさせていただいておりますが、そういった内容で説明させていただきたいと思っております。

最初に、予防策ということで大きく分けて4つの点が挙げられております。

初めに2人以上の意見があるところからちょっと協議をしていきたいと思うのですけれども。

最初、いじめ予防事業の実施、小学1年生から中学3年生まで年間3時間ということをお私としては挙げさせていただきまして、金兵委員のほうからも事業を活用したいじめに関する子供たちへの教育ということが挙げられております。この項目について、皆さん政策提言のほうにどのように反映したらいいのか、御意見がありましたら聞かせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

まず、意見を挙げていただいた金兵委員、いかがですか。

○金兵智則委員 いじめに関する子供たちの教育という中身についてはどのようなものになるかわからないですけれども、やっぱりいじめはいけないものだというのは皆さんよくわかっていると思うのですけれども、それがどういけなくてどうなのかということをやっぱり認識してもらうためには、子供たちに意識づけで、いじめられているという声を出せる、簡単にという言い方が正しいかどうかかわからないですけれども、あげられるというのは、やっぱりこういう事業の中からの学びから気づいていく部分もあるのかなというふうに思いましたので、これを挙げさせてもらいました。

こういうことは、やっぱり網走市でもやっていかなければいけないのではないかなということで、これは吹田市でしたかね、吹田市がやっていたと思うのですけれども、そういうことを参考にさせていただきながら提言していくべきかなと思って挙げさせていただきました。

○永本浩子委員長 そのほかにいかがでしょうか。

○古都直裕委員 これに関してはワークブックのほうも後ほど出てくるのですけれども、これも併せて授業としてやっていくものなのかなというふうに私は感じていまして、せっかくこういったものを先端のとか発達科学研究所というところがつくって、ノウハウを持っている中で、ある程度の効果というのが視察の中でも認められてきているので、そういった部分も併せて導入の方向を考えた上で、しっかりと情操教育のところで取り組んでいくべき課題なのではないかなと思います。

○金兵智則委員 であるなら、やっぱり授業とワークブックというのは、一緒に項目でみたいな形で一つの提言にまとめるという流れにしていったらいいのではないかなというふうに思います。

○永本浩子委員長 そうですね、私も事業とワークブックのほうも挙げさせていただいたのですけれども、事業の基本になるものがこのワークブックもありますし、子供の科学発達研究所との連携というところもやっぱり、古田委員、里見委員のほうからも出ておりますので、こういったところをきちんと連携取りながら、子供たちの中からはじめに対する正しい考え方で正しい行動ができるというものをやっぱり育てていくということはとても大事なことなのではないかなと私も考えております。ぜひこういったところを入れていきたいかなと思いますけれども、どうでしょうか、ほかの委員の皆さん。

○古田純也委員 私は大きな大枠として、この子供の発達科学研究所とのやっぱり連携をするということを決めてから、具体的に細かい部分というのを話し合っていくべきではないかなというふうには感じております。

○村椿敏章委員 皆さんが話していただけるように、子供たちにいじめ、これがいじめに当たる、当たらないとか、そういうことについては、はっきり認識してもらうためにはこういうことは必要だとは思っているのですけれども。

要は、どのような形で、どういう授業の中でやっていくかということもあるのだと思うのです。一般的には道徳の時間等でこういうことをすると思うのですけれども、その中ではきっと人権、今までも人権の問題については当然あると思いますが、その人権の問題と絡めてこういう授業を進めていくというのは必要だと私も思っています。

○永本浩子委員長 ほかに。

○里見哲也委員 私のこの資料の中の表記のところでは、いじめ予防策のところの③、いじめ予防授業というのがまさしくこのワークブックのことだったので、やっぱり事業の中で、資料がある中でこの間やったよねというようなことが、子供さんにもこの間聞いたよなとかというような、そういう立てつけは必要だと思うのですよね。だから、具体的な資料を基に事業をやることで、それで抑止力になるということにつながると考えるので、ぜひ子供の科学研究所のこういう資料を使った授業を取り入れるべきだというふうに考えます。

○永本浩子委員長 ほかに。

栗田委員はいかがでしょうか。

○栗田政男委員 皆さんのおっしゃる通りだと思いますし、必要なことはなるべくやっていくべきなので、ここは異論はないです。

○永本浩子委員長 それでは、この件に関しては、子供の発達科学研究所と連携して、ワークブックも導入し、そしていじめ予防授業をぜひやっていただきたいということを提言に入れるということでしょうか。

○古都直裕委員 まず、子供の発達科学研究所との連携が前提でという話ではなくて、この授業として取り組むということ为前提とした上で、その中の話の中で、中の文言というのはこれから詰めていくと思うのですけれども、その上で今のところ私たちが知っているのは、見てきた子供の発達科学研究所というところが第一としてやっていると、ほかにやっている可能性もゼロとかではないので、そうした部分もちゃんと考慮した上で、まずこの授業で取り組みましょうというところを、委員会として今総意で決めた上で、その中身については今後協議会なり、何なりで詰めていく中で、ここがいいよねということとか、ここしかなかったよねとかという中で、子供の発達科学研究所というのが出てくるのであればいいんですけれども、子供の発達科学研究所ありきというような提言ではないほうが、私はいいいのかなと思います、今のところ。

○永本浩子委員長 はい、わかりました。

いかがですか、皆さん、そういった方向性でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

では、まず、いじめ予防授業をぜひ取り組んでいただきたいということで、具体例としてはこういったところもある、またほかにもあるかもしれないの

で、そういった力とも連携しながらぜひ取り組んでいただきたいということで、そして小学1年生から中学3年生までということで、私としては出させていただいたのですけれども、この授業の取組期間に関しては何か御意見ありますか。

○古都宣裕委員 できたらなのですけれども、その細かいところというのは、これから内容をどういう提言にしていくかという、まとめるときにその辺はまた委員会でも改めて話して、今日はいろいろな項目がたくさん出ていますので、その中で合意形成が図れる部分をピックアップしていくような形であったほうが効率的かなと思うのですけれども、いかがでしょう。

○永本浩子委員長 わかりました。じゃあ、この授業の期間に関しては、皆さんもちょっと考えていただくということで。

それでは、まず、このいじめ予防授業に関しては提言の中に入れていくということで、一つ決めていきたいと思います。

次に、この教職員研修の実施ということで、いじめ予防リーダーという存在をつくりながら、教職員のほうの研修もぜひやっていただきたいと、私としては思っていましたけれども、この件に関しては古都委員のほうからも意見が出ていますので、ぜひお願いいたします。

○古都宣裕委員 私のほうとしても、生徒が理解しているのと同時に、やはり視察で見えてきた中で、教職員それぞれのいじめを見つける感度というものをしっかりと上げていく必要があるという話がありました。その中で、やっぱり教職員皆さんのそれぞれのそういったスキルアップを図っていただくことで、予防につながっている部分もあるのではないかなと感じたので、ぜひ取り組んでいただきたいなと私は思って、ここの項目に挙げさせていただきました。そのプログラムについてはなかなか難しいところもあるかもしれないのですけれども、向こうの方が教えに来ること自体は、そういった事例がないわけではないので、不可能ではないという話だったので、そういった今回見た吹田市だけではなくていろいろなところも検討しながら、そういった部分で講習等をやって、網走市としてしっかりとした取組ができるよう、また教職員のレベルアップを図っていただければと思います。

○永本浩子委員長 里見委員も書かれていますけれども、いかがですか。

○里見哲也委員 全市的に平均的、同じ取扱いができるようにするためには、やはり教職員の研修が必要だと思います。こっちの学校ではこれでよかったけれども、こっちの学校ではこれでは駄目ということにならないためにも、やはり古都委員の資料のところにも書いてありますけれども、既に受けている経過もあるようですけれども、やはり改めて、先生方も変わるので、転勤で。先生方の研修は実施すべきだというふうに考えます。

○永本浩子委員長 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○金兵智則委員 私自身もいじめ対応策のほうに分類もされているのですけれども、いじめ問題に対応するための教職員、管理職の研修というのはもちろん必要なのだと思います。最低限の、スタンダードという言い方が正しいのかどうかかわからないのですけれども、個々人の問題ですので、やり方はその子に合ったという対応もあるのかもしれないけれども、その基になっている部分は、皆さん共通の認識をしていなければいけないということだと思いますので、僕も必要だとは思っています。

○村椿敏章委員 要は、先生方に研修を受けていただいて、先ほど言われたように、皆さん対応がある程度レベルアップできるようにするということだと思うのですが、私も3ページ目のところで、3ページ目の一番上のところで、いじめへの対応を絶対に後回しにしない、命最優先の原則というところと、それからささいなことでも様子見せずに対応するため、教職員、保護者の情報共有を重視するという部分も含めて、学校の先生の対応を早くすることの意味も含めて、こういうことはやっていっていいと思います。

○永本浩子委員長 ほかにはいかがですか。

○古田純也委員 私もやっぱりいろいろな時代の変化とともに、いろいろな対応も必要になってくると思いますので、先生方のスキルアップはやっぱり重要だと思います。実施すべきだと。

○永本浩子委員長 ほかにはいかがでしょうか。

○金兵智則委員 多分、この研修の流れでいじめの予防リーダーという教員の設置という流れに多分なっていくと思うので、そこは抱き合わせで書くのか、別で書くのかはあれですけれども、そういう流れを確保しておくという意味ではやっぱり必要なのではないかなというふうに思います。

○永本浩子委員長 そうですね、私も教職員の方た

ちが、自分の担任しているクラスとか、いじめという実態にあったときにどう対処したらいいのかというのが、やはりこういう研修を受けているとやっぱり自信を持って対応できる。そして、先生によって対応がまちまちとかということではなく、やっぱり皆さんがスキルアップしながらいろいろな角度であるいじめを解決する方向にやっぱり持っていく、その力をつけていっていただけるということは、子供たちにとっても大変重要なことではないかなと。そしてまた、このいじめ予防リーダーという方を教職員の中から出していくことによって、教えてもらうだけではなく、自分たちの中でも研究もしながら、自分のものにしていくという、こういう流れができるというのではないかなと思っています。

栗田さんはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、この項目も入れさせていただくことよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

あと、ここの中で、学校風、土いじめ調査の実施で、学校風土の可視化ということも私も入れさせていただいて、里見委員も学校風土、いじめの調査ということを入れていただいておりますけれども、里見委員、御意見を。

○里見哲也委員 吹田市の資料の中に学校風土、いじめ調査というのがありました。具体的にはイメージとしてになっちゃうのですけれども、数値化するような、さっき出た話の学校の標準化と近いかなと思うのですけれども、こういうものが、ここの学校にはまかり通っているけれども、極端に言うところではまかり通っていないというような、ある程度定点観測というような感覚ですけれども、そこから見るとここはちょっとまずいよねとかというふうなことをやっぱり1回やったほうがいいと思うので、それで、風土ということは自分たちが気づいていない可能性があるのですね。この学校ではこれが当たり前みたいということがもしあると、さっきの伝統的なスタンダードみたいところとすでにスタートからずれちゃうので、やはり一度調査ができる、数値化なのかわかるように可視化されるのであれば、それはやったほうがいいというふうに思っています。

○古都宣裕委員 いじめを土壌とするような風土があるのはまずいと思うのですけれども、学校それぞれがいろいろな校風があった中で、それを可視化

して、基準化して、その良し悪しを判断するのは一体誰なのかという、僕、それがすごく難しいのではないかなと思うのですけれども、果たして本当にそんなことができるのかなって。学校風土で、今回いじめのやつでの提言の委員会ですけれども、それを調査するというのはわかるのですけれども、その風土自体が一体どういうところを見て誰がどのような評価をするのかというのは、とても僕は難しく、ちょっと、うーん、なんかこう、やりようがないのではないかなと思うのですけれども、僕はこの辺がちょっとそういうイメージがつかないというのが正直。

○永本浩子委員長 今の古都委員の件なのですけれども、あの科学的根拠に基づく学校風土いじめ調査というのを、やはりこの子供の発達科学研究所というところが基本になるものをつくっていただいて、それを基にしてやっているものなのですけれども、その辺のところ、やっぱり人の感情とかで、ここの学校はこうだとか、こっちはこうだということではなく、子供の発達科学研究所が出しているこの基準に基づいたものということなので、私もいいかなと思ったのですけれども、この辺のところ、もう少し研究してみる必要があるということですかね。

○金兵智則委員 子供の発達科学研究所でしたっけ、が出しているものというのは、多分、科学的根拠、エビデンスのあるものなんだと思うので、それをやる分には、僕も悪くないというか、それを提言に入れるのであればいいんですけれども、でもそれってすごくピンポイントで、子供の発達科学研究所でしたっけ、の名前をもうその提言書の中に入れ込まなければいけないような提言書になってしまわないかなと。いや、いいですよ。それで、そのやつをやれという提言を出すならいいのですけれども、例えば科学的根拠に基づくというところが違う捉え方をされたときに、科学的、例えば教育委員会が独自の科学的根拠がありますよみたいな調査をされたときには、僕、逆効果になるのではないかなと。それこそ古都委員が言っていた話もそうですし、いじめの数が増えて出たら駄目みたいな昔の風土に戻ってしまわないかなという。それだって科学的根拠だって言い張られれば、教育委員会がやるかどうかかわらないですよ。僕らの提言を全て丸飲みしてやるかどうか、またそれは別問題ですけれども、それってちょっと難しくなる。これが科学的根拠があるので、ここのやつのをやりましょうという提言ま

ですのなら入れてもいいと思います。それを皆さん全員が納得するかどうかはまた別ですけども、そこまでやらないと、これってちょっと微妙なニュアンスになってしまわないかなというふうに思います。

○永本浩子委員長 ちょっとこの学校風土、いじめ調査の科学的根拠に基づくという部分ですけども、次回の委員会までにもうちょっと私も研究して深めていきたいと思いますので、皆さんもちょっといろいろな角度からちょっと検討していただければと思いますけれども、いかがですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

それでは、このいじめ予防策に関してはほかにどうでしょう。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、いじめ対応策のほうに移りたいと思います。

まず、行政側ということで、今回、寝屋川市が学校とか教育委員会とは全く別に、いじめを人権侵害であるという捉え方の下に、市長部局の中に対応の部署をつくって対応しているということで、視察で見えてまいりました。この件に関しまして、まずは、この行政側にその部署を設置し、対応するということからまず入れるかどうか。どうでしょうか。私は入れるべきと思って書きましたが、金兵委員、里見委員、古都委員もそういった御意見を寄せていただいていますけれども。

○金兵智則委員 まず、このいじめ対応策、行政側のところですけども、情報促進のチラシの配布の分野については、別にこれは行政側じゃなくても、教育委員会側でも、どちらでも本当は構わないのかもしれないです。いずれも通報を促進するためのチラシのやり方なので、それは行政側でやってくださいって僕らが提言するわけではなくて、こういう通報が促進されるようなチラシの導入を検討してくださいという提言にすれば、それは行政側だろうが、教育委員会がだろうが、どちらでも構わないのだと思うのですよね。Chromeにしたって、SNSにしたって、LINEの活用にしても、これを受け持つのは行政側じゃなくても、もしかしたらいいのかもしれないですよ。僕自身は行政側もしくは教育委員会に専門部署をつくったほうがいいと、行政側につくれと、僕は提言したほうがいいというよりは、いじめに特化した専門部署を、教育委員会内

になるのか、それは行政側になるのかわからないですけども、そういう部署があってもいいというふうに思うので、そういう提言をしたらどうだという書き方なので、別に僕、正直に言えば、このいじめ対応策、行政側と教育委員会、学校というふうに、この資料では分かれていますけれども、中身的には行政側につくれという提言にするかどうかは、委員会の中で深掘りしていけばいいのかなというふうに思いますけれども、僕自身は、まだそこまで、どっちにというふうな思いまでうたっているわけではないというところですね。

○古都宣裕委員 私も同じで、別に、見てきた中では、行政側だと、どちらかと言えば裁判等になったときの間に入っていきようなイメージで、人間と人間の間に入っていきのは、どっちかと言えば教育委員会側ではあったのですけれども、それは別に、どういう形の部署が立ち上がるにしても、僕は金兵委員と同じで、行政側につくろうが教育委員会側につくろうが、その解決になるような専門部署の立ち上げは必要だろうということであって、別にくくりとしては行政側ってなっていますけれども、専門部署の立ち上げが必要だろうということであって、どっちにつくるとかというのは、僕もそこまでは見ていなかったというのが正直なところです。

あと、先ほどちょっと触れていましたけれども、ほぼほぼ全委員が相談窓口のチラシという部分で見えたので書いていますけれども、簡単に取り組む部分で、私もチラシって書いていますけれども、そういったツールを増やすというのは、もうほぼほぼ全員一致しているところなのかなというふうには思います。

○永本浩子委員長 ほかに。

○里見哲也委員 私も行政なのか、学校部局って、そこにはちょっとこだわりはなくて、先ほどから何回かお話している、全種的な標準の扱いをするためには、やっぱりこういう情報はどこかに集約しないと意味がないと思っているということなだけですね。どこに設置できるかというのは、担当の部署、部局とかの見解もあると思うので、どこという指定ではなくて、やはり情報は集約すべきだという、その中から標準的な扱いというのが生まれてくるというふうに考えますので、そのように提言できたらなというふうに考えます。

○永本浩子委員長 そのほかの皆さんはいかがですか。

○古田純也委員 私も皆さんと同じように、やはり専門部というのは、やっぱり立ち上げるほうがいろいろとまた違う角度からの見方もあるだろうし、対応もできると思いますので。そういう意見です。

○村椿敏章委員 このいじめ通報促進チラシ、これは、いじめがどのようなことがあったか、それをすぐに見える化しようというところだとは思いますが、それに対して親であり、または子供もそうですが、親のほうから、例えばまたは町内会とか、地域の方々、そういう方々が目撃したとか、こういうことがあるよという話を聞いたというところで受けていくのはかなり効果があるのかなとは思いますが、子供たちに毎月のようにね、どういことがありましたか、どうですかというのを聞いていくのは非常に酷なことなのではないのかなと、私は今思っています。というのも、寝屋川市で子供たちと話したとき、若干ですけれども、朝話して、アンケートが毎月配られているようだけれどもどうなのと聞いたら、非常にうーん、いや、これで助かっているというような、そんな感じは全くなかったというか。むしろ子供たちに学校に行くのをつらくさせてしまうのではないのかなというか、息苦しさを感じるようなところにつながっていくような気がするのですよね。私はあったこと、いじめがあって、そしてまたそれを対応してくのは、本来学校側のほうでやっていきたいというところ、やらなければならないというところだと思うのですが、子供たちがアンケートなりチラシによって学校に行くのが大変だというか、つらくなるようなものにはしてほしくないという考えもあるので、できればこういうのはしないほうがいいのかと、私は思っています。

○金兵智則委員 すごく偏った考え方をしていると思えなくて。

寝屋川で子供たちに聞いたらって、それだってたまたま通りすぎた子供、1人か2人か3人かわからないですけれども、つかまえて話を聞いてきただけですよね。寝屋川はそれでやっていますよね。そういう話じゃなくて、これは別に書かなければ書かないでいいわけじゃないですか。子供たちだって何かあったら書ける状況、発信できるツールをいっぱいつくっておく必要があるのではないですか。その一つですよね。これを書きたくないから学校に行きたくないなんていう子供はいないと思いますし、どうでしょう。なんかこんなことを議論しているのも

ちょっと恥ずかしいんですけども、大丈夫ですか、これで。この流れで提言書を作っていくと委員会ですけれども、うちには子供が3人いますけれども、今日いじめのアンケートがあるから学校行きたくないなんて言わないですよ。それが事実ですけれども。そういう事実も、じゃあ、あるということでお伝えしておけばいいですか。

○永本浩子委員長 基本、いじめ通報促進チラシってアンケートではありませんので。なので、配って、全員が答えを書いて出さなければいけないということではなく、いじめに自分があったとか見たという場合に、そこを切り抜いて書いたら対応してくれるというものなので、基本的にちょっと捉え方が違うかと思いますが、いかがですか。大丈夫ですか。

○栗田政男委員 皆さんとほぼ同じなのですが、寝屋川でしたよね、市長部局のほうにそういう専門を、分野をつくったというのは。皆さんも知っている通り、教育所管というのはちょっと別枠で、行政から離して置いているという関係が、これはもうしようがない。私たちのシステム上、教育のほうに行政の政治だとかそういうものが入り込まないような配慮で、こういう形を取らせていただいている中で進めなくちゃいけないがゆえに、あえてあのような形で、即効性を持った今の体制、当市の体制あたりで考えると、やはり教育長が全責任の下にやらなくちゃいけないというのが原則ですから、そこに市長部局の、市長が直接入り込むっていうのは、なかなかちょっと系統的に難しいのかな。で、それをクリアする意味で寝屋川はああいう形を取られたのかなと思いますし、一つの面白い切り口だなというふうに皆さん感じたのではないかというふうに思います。ですから、これはどちらに置こうが関係ないんですが、要は、教育委員会というか、駆け込み寺、困っている人たち、本当に悩んでいる家族、そういう人たちが相談窓口、しっかりと対応してくれる、タイムリーに親身になって、しっかりと対応してくれる窓口が絶対必要なのだということだと思うのですね。本当に困った、いじめている側はほぼそういうことはないでしょう。そこに書き込む必要はないでしょうし、いじめで気持ちよくなっているのだから。いじめられている側というのは、やっぱり生死に関わる問題に発展する可能性があるから止めなくちゃいけないというのが最大のところなのだと思うのですね。そういうふうに考えたとき

に、やはり窓口としてどんなに小さなことでもいいから相談してくださいと、すぐに動きますからという体制をつくるために、もちろん予算も必要ですし、ワンマンも必要になってくると思います。けれども、人の命に変えられないじゃないですか。そういう意味から、やっぱり必要なものとして網走においてはそういうことをちゃんと取り組むよということを市民にきちんとPRすることが、やはり最終的にはいじめ予防にしっかりとつながっていくのではないかなというふうには私は思うので、ぜひともそういう駆け込み寺的な、市民の皆さん、困っている人たちが、悩んでいる人たちがそこに行けるような部署を設置するべきだという提案はすべきだというふうに思います。

○永本浩子委員長 寝屋川市の場合、要するに市長の熱い思いがあって、市長部局に新しいそういった窓口も設置をしたということなのですから、大前提としてそういったものがないと、なかなかつくったとしても、それをいい形で運営していくというのはなかなか難しいかと思うのですけれども、本当にいじめ問題の相談専門の相談窓口、どういった形になるかわからないですけれども、そこが一つ決まれば、あそこでいろいろな角度から相談ができる、その1つのツールとして、攻めの情報収集の、いじめ通報促進チラシということも考えられるのではないかなというふうには、私も思います。

○村椿敏章委員 先ほど私が話した内容でいくと、アンケート的なものはちょっと無理だろうという話をしたのですけれども、それとは違うことは、今はっきりしましたので、要は助けを求めている子供たちにこういうのがあから、何かあったら出してくださいというものですから、これをするのはいいことだと思うので、いいことにつながっていくと思うのですが、毎月とか、そういうのはなかなか大変なのではないのかなという気は、私はしています。基本的には助け合いを求める子、それから親の気持ちに立った上で、そして、要はこれをするによって、学校の雰囲気息苦しい場になってしまうというようにならないように、そこだけやっぱり考えていかなければ駄目なのではないかなと思います。

以上です。

○古都宣裕委員 多分、今話し合われているのが、大きく2点で、チラシという言葉にとらわれずに相談窓口を広くしまし、いろいろな相談できる場所、なんかあったときに言える場所、間口を広

くしまし、というのと、今、近年、いじめというのは少子化にも関わらず件数が増えているという事実がありますので、そういった部分で専門的に解決する部署をつくりましようって、この2つだと思うのですよ。ほかの委員さん、村椿委員以外皆さん、ここにみんな挙げているところで、全員が多分、それはやったほうがいいという中で今話しているところだと思うのですよ。村椿委員はチラシのところは今おっしゃっているのですけれども、この専門委員についてのところがちょっと先ほどから意見で触れられていないので、その辺はどう思っているのかなというのが。

○村椿敏章委員 この促進チラシの配布なり、そして挙げてきたものをまとめていくところは当然必要になってくると思います。それを新たに作らなければいけないというのと、それをまたすぐ対応していかなければならない部署が必要になってくるわけですから。ただ基本的には、いじめの対応については学校側で対応していくべきものだと私は思っています。あまり行政側のほうで関わっていくということはしないほうがいいかなと思っています。

○栗田政男委員 それじゃ全然こんなのやっても意味がないので、もうちょっとしっかり、何ていうのかな、ずれずれの意見のような気がして。

学校で取り組む、それは当たり前のお話なのですが、それでも手が回らない、いろいろな状況の中でしっかりと全市をあげて取り組んでいこうということね。市民、全市民上げてこの問題に取り組んで、網走からいじめをなくすんだという決意の下にこれをやっているの、今言われた委員の話は全くそれを否定するものであって。

○村椿敏章委員 私も当然、全市を上げてやっていかなければならない問題だとは思っていますが、一番大事なのは、学校の先生方のね、多忙化ということもあると思います。そして、子供たちの人数ももっと少人数学級にして、そういう環境を整えていくのが一番大事なのかなと思っはいるのです。それができないから、行政側で組織を立ち上げて、早く解決していきましようということなのでしょうけれども、非常に難しい部分があるのかなと、私はこの辺は思っはいるのです。要は、学校側を援助していくのが行政側だと思います。ただ、行政が新たにそういう部署を構えてね、対応していくというのは、要は、学校の自治を侵害してしまわないのかなと思うので、ちょっと難しい。私は、その

辺は難しいのではないかなど。

○栗田政男委員 非常に閉鎖的な考え方なのかなというふうに思います。もうそんな時代はとっくに終わっています。もちろん学校というのは、知っての通り校長先生が全自治を持って、あの中というのは警察でも自由に出入りはできません。そういう環境の下に。だからと言って全て丸投げをして、先生方に全てをお任せして、いじめ問題も全部含めて学校側の責任でやってくださいということにはならないから、こういうことになっているのでしょう。

今の方向性というのは、全市上げて、特に網走の場合は比較的コンパクトな町ですから、これが大都會であると、なかなか難しい面も、全部全員で考えるというのは難しいのですが、僕はやっぱり3万3,000人ぐらいの町ですから、全市上げてこの問題に取り組んでいくという姿勢を見せたいと。それで、その結果、いじめをなくすのだと、ゼロにするのだというやっぱり強い意志の下にこうやっているわけですよ。その中で、学校に全部お任せします、教育の、先生の問題です、どうのこうのって、今その次元の話をしてもしようがないと思うのですけれども。もうちょっと、基本的に違うのではない、副委員長。

○古都宣裕委員 多分、先ほどから何か繰り返していますけれども、チラシも、別に毎月じゃなくて、相談の窓口、受けるところを広げましょうという話で、別にチラシは毎月じゃなくても、2か月でも3か月でも一遍にでもいいのですけれども、子育てをした方だったらわかると思うのですけれども、子供なんて学校の配布物なんて、鞆の奥にぐちゃぐちゃにして、あつという間になくなったりとか、紛失して、もう過ぎた提出物を親に出したりとかというのはよくあることだと思うので、そういった部分で、そのとき必要じゃなくても、必要になったときにあるような形が大事なのではないのかなというので、多分、寝屋川市さんは毎月配っていたのだとは思っていますよ。そしてこれアンケートじゃないというような理解はされたと思うのです。あと多分、行政側ということでカテゴリーされているから、強い反発感を持っているのかなというふうに感じるのですけれども、別に、今皆さんが話しているのは、行政側に置くとか教育委員会側に置くとかという話じゃなくて、いじめが起きたときに解決する今スペシャリストの部署をつくったほうがいいのではないかと。それがどっちに置くとかという問題を今話している

わけじゃなくて、スペシャリストが問題解決に測るところがあったほうがいいので、いいじゃないですかという話で、つくりませんかという話を提言としてあげませんかという話をしているだけなのですよ。

正直、先ほどのお話の中でも、学校の先生たちがすごく多忙だ、多忙になっている中にいじめの問題が起きて、もっと余計多忙になっている中で、それはお前たちで解決しなさいというのは、それはちょっと今専門家的になってきている中では、なかなかいろいろな法律も絡んでくるし、難しいから、だからこそ専門分野が必要じゃないですかという提言をつくりませんかという話なのですよ。副委員長、御理解いただけますか。

○村椿敏章委員 学校の先生方の負担を減らすというところでは、これはあったほうがいいのではないかなと思います。

先ほど、行政側というところで、教育委員会側でできればそういう部署を立ち上げるということについてだと、まだいいのかなと思います。

○里見哲也委員 内容、ちょっと同じになる部分があるのですけれども、まず、チラシなのか係となのかって、これ宿題じゃないので、月末までに出しなさいというものじゃないので。何かあったらいつでも出せる体制になっている必要があると思いますから、それが子供の負担になるってことはないというふうに考えます。

それから学校の自治というところに、こだわりある部分、それぞれあると思うのですけれども、もし、例えば台風の授業で怪我をして、何かなったら、最終的に市長ですから。裁判が起きたら訴える相手は市長なので、市が関与しないということはやっぱありえないのですよね。教育部に置くので、僕はそっちのほうでいいと思っているのですけれども、だから、学校にお任せというのは、さっきお話もありましたように、先生方をいじめが発生したら多忙にさせるだけなので、やはりこれは先生方の負担を軽減するのだ、そのためにもやるのだ、全学的な取組としていじめを撲滅するのだというために、集中部署を設置して対応するのだ、いつでも情報ちょうだいねという、こういうつくりが必要だと思うのですね。

以上です。

○永本浩子委員長 寝屋川市の視察のときにも話がありましたけれども、いじめのほぼ99%は学校また

教育委員会のほうで解決はしている。だけれども、やはり目的としては、子供たちの人間関係の再構築、修復というところに大きな目標もあるので、かなり時間がかかってしまう。で、その部分をもっと迅速に、早期発見、早期解決ができるためにということで、市長部局のほうに監察課というものをつくって、いじめ通報促進チラシを配布しながら、また、ほかのアプリとか、フリーダイヤル、LINE、メール、そういったツールも使いながら、いじめの案件が寄せられたら、即、聞き取りに行き、打てる手を打っていくということで、寝屋川市の場合にはまあまあうまくいっている部分もあるのではないか、学校には言いづらい案件等も、もう一つ別の角度で相談できる場所ができたということで、子供にしても保護者にしても、よく捉えている意見も多くなっているということだったかと思います。そして、私もメールとかLINEとかのほうで相談件数は多いのではないかと思ったのですが、意外や意外、このチラシのほうで数的にも多かったということで、ちょっとそれは私も意外だったのですが、いろいろなツールを用意して、せっかくChromebookも全生徒にあることだし、いろいろなツールでいじめに関しては相談できるものを用意していくということは大事なことなのではないかなというふうに、私も考えます。

私も、村椿副委員長が言ったように、教育委員会、学校側が、市長部局がこういった窓口をつくるということに対して、かなり教育のスペシャリストとして抵抗があるのではないかというのがすごくあったのですが、最初視察に行ったときに、私も質問させていただきましたが、ちょうどその議長さんが、実は自分が小学校の教師だったということで、最初はやっぱりちょっと非常にプライドが傷つくというか反発があったけれども、だけれどもやっぱり相談する側の立場に立ったときに、学校だけでなく別のルートでも相談できる場所があるということを経験したときに、子供たち、保護者の側に立ったら少しでもプラスになるほうを取るべきじゃないかということで、賛成をし、まやってくる、5年間やってきて今は良かったと思っているというお答えを頂いたので、そういったところは網走でもいろいろな意見は多分あるかと思いますが、行政側になるのか、学校側にとりか教育委員会側になるのか、そういったところは、今回の提言としてはこちらが決めるのではなく、やはりいじめの

相談窓口のスペシャリストというか、専門の窓口というものを一つつくるということが一歩前進、網走のこのいじめ問題解決に対しては前身になるのではないかということで提言ができればということではないかと思いますが、どうでしょうか、皆さん。

○金兵智則委員 専門の窓口と専門の部署って、多分どうなのでしょう。僕はちょっと考え方が違って、専門の窓口、窓口をつくるなら教育委員会につくってしまえば、のほうで話が早くなるのですが、それってじゃあ今の教育委員会がやっているのって変わらないのではないのって僕は思うのですよ。いじめ問題に特化をした、それをやる係なのかわからないですけども、そういう部署、それを教育委員会内の何とか係にするのか、市長部局のその監察課、寝屋川市の監察課みたいに違う顔として立ち上げるのかは、その辺はお任せをしますけれども、専門部署をつくって相談窓口として対応してくださいという思いははずなので、僕はそういう思いで書いているのですよ。だから、専門の窓口と専門の部署ってちょっと認識が違って、専門の部署をきちっとつくった上でそこが専門の窓口になるならわかるのですが、専門の窓口というふわとしたつくり方をするのではなくて、部署としてちゃんとつくってくださいというのを提言すべきだと僕は思います。違いますかね。

○古田純也委員 今、私も金兵委員と同じで、やっぱり迅速な対応をすべき、動きの早い部署があればすぐに解決に向けての一步が、初動ができると思いますので、窓口よりやっぱり部署という感じで表現したほうが良いと思います。

○永本浩子委員長 ほかにどうでしょう。

今、金兵委員が言ってくれたような形で、専門部署ということで、窓口ではありますけれども、きちんとした形の部署をつくっていただきたいということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、次のかなりだぶるところもあるかと思いますが、学校、教育委員会側のいじめ対応策ということで、マモレポの、これは先ほどの相談ツールの中にも含まれるかなと思いますので、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

次に2ページのほうの、校長経験者等によるいじめ対応支援員の配置ということで、私は出させても

らいましたけれども、金兵委員、古田委員、古都委員のほうからも、そういう支援員的な配置を行うということで御意見を頂いていますけれども、この辺のところを。

○古都直裕委員 ごめんなさい。僕、書いた意見の中で、今回これにちょっと抜けちゃっているのですが、資料の1号の中では一番取り組むべきだと思ったのが、いじめを学校側が把握したときに、ちゃんとレベル分けしてそのチャートが作られていて、わかりやすいようにいじめの情報共有ができるような仕組みができていたと思うのですよね。向こうだとレベルが5段階に分かれていて、その中で事例が19項目だったかに分かれていて、それで学校側がこのレベルを判断した上で、教育委員会にその情報を持って行って、教育委員会でも精査した上で、さらにいじめ対策協議会とかに上がるような仕組みであったと思うのですよ。あれ見たときに、僕はとてもすごくいいなと思って、誰かが勝手に、これはレベル1だね、3だねとかという判断じゃなくて、ある程度見やすい、表としてチャートがあった上で、ある程度統一した中には、事例によっては1なのか2なのか微妙な位置があるという話もありましたけれども、そういったある程度確立したシステムがあって情報共有しやすい形だと、学校側もちゃんと情報を上げやすい形になっていくと思うのですよね。そういった形の構築が大事だと思っていて、さらにそれがあって、支援員とかそういう方、スクールウェア含めていろいろだと思うのですが、そういった部分を生かすためにそういったチャート分けが私は必要だと思って書いていたのですが、なんか皆さんはそこはどうなのかなと思いました。

○永本浩子委員長 一応、私のところにも、問題行動のチャートを活用したレベル分け、進捗状況可視化ということで書かせていただきましたけれども、多分、このチャート分けしているのは大阪府だったかと思います。大阪府として問題行動のチャートというのを作ってあって、それを基本にして、1日だったかと思いますがレベルを5から3になったので、少しいじめが落ち着いているとか、そういったところを対応していたのではないかなと思うのですけれども、こういったものがあれば様々な取組事例も明確になってくるのかなとは私も思いましたので出してみました。

皆さんどうでしょうか。

いじめ対応支援とか、今、チャートということの御意見も出ました。スクールソーシャルワーカー、カウンセラー等々もいろいろ御意見があるかと思えますけれども。

○金兵智則委員 今、チャットの話もそうですし、必要な場面で必要な人員を確保するように、提言するのも、もちろんごもっともだというふうに思いますので、いろいろとこれは入れて、これは入れないとかという話には多分ならないと思うので、必要な人員の確保のための予算の確保になるのか、人の確保とかというように、どのような中身になるかはわからないですけれども、そのような提言は絶対に必要なのだというふうに思います。

○永本浩子委員長 そうですね。

○里見哲也委員 最初から全部、フルスペックで用意してというのがなかなか難しいと思いますし、新しいやり方の部分と今までと変わらない部分があるとは思うのですけれども、まず、新しいやり方の部分はやってみて、スタートして、その必要性に応じてやっぱり増やさなければいけないよねというところに答えが落ち着く部分が出てくるのかなと思う中では、こういったスクールワークロイヤー、ああいうものはいずれ必要になるだろうという予想の前提で、まずこのアンケート、アンケートじゃないや、チラシの集約というところからスタートしたらいいのかなと思いますし、基準を標準化するためにはやはりチャートのようなものは必要だろうと思うので、実際に成功していると、この事例を入れてまずスタートすると。そして、おそらく校長経験者だとかスクールワーカーとかロイヤーとかという、こういうものの必要性を進めながら考えるということがいいのかなと私は思います。

○永本浩子委員長 皆さん、いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 私もここでは、教員の多忙化の解消という部分で、また、いじめ問題の研修など、カウンセラーの増員というところも入れていますので人的な配置は必要だと思います。

○古都直裕委員 あと専門的な人員の配置の部分で言うと、大きく見ると2つなのかなと。各学校に相談できるような、そのいじめに関わる人とスクールカウンセラーですとか、ソーシャルワーカーですとか、スクールロイヤーとか外部的な専門的な相談の部分の2つなのかなというふうに分けられているところを見ると思いました。

そして、専門的な人の設置、確保というのは、先ほども視察先でも見てきた、学校退職者だったりとか、その地域の友人だったりだとか、そういった部分である程度できるのかなという部分で、その部分の加配ですとか、給与面ですとか、いろいろそういった部分もある程度考えなくてはならない部分ではあると思うのですけれども、やって不可能なことではないのかなと。あとは専門分野のほうでソーシャルワーカーとか、これから下段で入っていくんでしようけれども、ソーシャルワーカーというのは、1都市で囲むのは大阪府といった大きいところでも不可能であって、なかなかその複合的な資格を持つてという人を見つけること自体がかなり難しいということで、これは私たちが提言する中でも、網走市だけでやっていくのは多分不可能なので、広域的に取り組んでもらうようなお願いをしなければいけない部分だと思います。また学校のいじめに関してのスペシャリストで、スクールロイヤーとしてやると、現時点でなかなか法律のところまで突っ込んでこう相談したいというのが、じゃあ具体的に年間でどれぐらいの件数になるかというので業務負担量とかも変わってくると思うのですけれども、それが1人、2人の弁護士で回せるのか、それとも広域でこういうのもやって取り組んだほうがいいのかというのもあるので、その辺もある程度調査も必要のかなとか、その辺も任せた上で、どういった形でもいいからこうやってもらうのかという提言の中にもやるのですけれども、その提言、もう設置の専門分野のほうと、学校に配置する相談員のほうを、2本立てって別の中で取り組んでほしいなと私は思います。

○永本浩子委員長 そうですね、寝屋川市と吹田市、視察に行った後にちょっと私も教育委員会と意見交換させてもらったときがあるのですけれども、やっぱり思いはあるけれどもなかなか人がいないというのが現状で、古都委員が今、広域でということを書いていただいて、私もこういう考え方すごく大事かなと思っております。

また、校長経験者とか、そういった方たちを活用してというか、またちょっと活躍していただけるような形でいじめに対応していただける、そういった方たちをつくっていくということだったら、またやっていける部分もあるかと思うので、広域とかそういったところも含めながら、いじめ対応の人的なもの層を厚くしていくというか、そういった部分、

大事になってくるのではないかなと思っております。どうでしょうか。こういったところ、提言の中にも表現の仕方等も考えながら、ぜひ入れていきたいかと思えますけれども、よろしいでしょうか。あとは学校、教育委員会側のほうで、皆さん、こういったことをもって何かありますでしょうか。

○村椿敏章委員 3ページ目のところの、学校、教育委員会側というところで、私が挙げさせてもらったのが、先ほど話もしましたけれども、学校、これは5つほど挙げさせてもらっていますが、学校側に求めていきたいなと思っているものです。1つ目はとにかくいじめへの対応はすぐにやっていくということ、それから次に、ささいなことでも様子見せずに対応するためには、やはり、教職員や保護者の情報共有がどうしても必要だと思います。さらに3つ目は、やはり子供たちの、何ていうんですかね、子供たちの自主的活動の比重を高めというのは、文化祭、それから学校祭ですか、運動会、体育祭など、こういうところの授業時間が、だんだん非常に短くなっているというのがあって、勉強ができない子だって、体育祭だとか、そういうところでは活躍する部分もたくさんあると思うのですよね。今の学校のやり方というか、学校の在り方の部分で成績主義みたいな部分のところはどうしてもあると思うのです。なので、そういうところに比重を置かずに、比重というか、それ以外の子供たち、それ以外に活躍できる子供たちの能力を發揮できるような場をつくってほしいという意味で入れさせてもらいました。それと、次は被害者の安全を確保し、加害者にいじめをやめるまでしっかり対応するというところは、今、加害者に対して、学校側のほうでは、要は、こういういじめがあったよねと、その話し合いをお互いするようなのですが、そこで握手をして終わりだよというような形で終わらせるのではなく、それでは一旦終わるのですけれども、その後もしっかりと続けていくということも挙げさせてもらいました。それと、最後は、今回の被害者家族が、真相がわからない状況というのがある状況ですから、知る権利を尊重して、学校はしっかりとこの情報出してほしいというところを含めて書かせてもらいました。

以上です。

○永本浩子委員長 今の村椿委員の御意見に対して、皆さん、何かございますか。

○金兵智則委員 例えば、被害者の安全を確保し、加害者がいじめをやめるまで、しっかり対応すると

いうのも、おっしゃる通りだというふうに思います。それをするために、じゃあどうするかということ、提言していくべきかなというふうにも思うのですが、僕もちょっと書かせてもらっていませんけれども、いじめを行った側に対して、すぐいじめをしたほうを引き離す、別室登校させるとか、学校に来られなくする、出席停止するかどうかは校長の判断になりますけれども、そういういじめているのがおかしいんだよという風習をもっと考え方は網走市としては持っていけるような、なんかそのためにその専門部署を立ち上げるだとか、そのカウンセラーを 補充するとか、いろいろな情報発信をするとかということ、提言していったほうがいいと思うので、おっしゃっていることはわかります、その考え方。ただこれをどう提言書に、何をどう提言するのか。あと、自主的活動の比重を高めるというのは、学校に要望は、それはまた別じゃないですかね。それをするといじめがなくなるのですか。今、いじめに対する提言なので、例えば自主的活動を高めてってそういうこと。その村椿さんの考えているような、村椿委員が考えているようなことをしたときに、じゃあそれが、いじめがなくなっていくことにつながっていくのかということ、僕にはちょっとそこが結びついていかないので、それはまた別の機会なのではないかなというふうに、今回のこの中ではないような気がします。

○村椿敏章委員 提言の、すみません。大事なことだと思ったので挙げさせてもらったのですが、その提言の中に入れるのはなかなか難しいというところなのですかね。1つでも、できれば特に一番上の対応を絶対に後回しにしないというところはぜひ挙げていってもらいたいと思います。

○金兵智則委員 その思いがあるのは重々伝わるので。だから、例えばこれをどのように要望するのか。例えば提言をするときにこういうふうに提言したらどうですかという例を示していただければ、僕らも伝わるのかもしれないです。今、これを入れてください、その命優先の原則の確立が今されていないという意味なのか、されているけれども、もっとよりするためにこうしてほしいとかということがあるのか。多分より個別具体的な提言をしていきましようよ、せっかく視察してきたのでというのがこの提言のスタートだったと思うのですよね。その思いだとか感情論ではなくて、より具体的にこういうふうにやってほしいということを提言しようって

言っていたので、この思いを、どういうふうに相手に提言をしていくかというのが、どうにもこうにも伝わらない、僕らには、僕らにはどうか、ほかの委員に失礼ですね、僕には伝わらないので、これをどう提言にまとめるのだろうかという疑問しか今浮かんでないという状況です。

○永本浩子委員長 今回、政策提言ということで提出させていただきたいということがスタートだったかと思っておりますので、教職員の研修をということで、今回、提言を、皆さん、先ほどからやっていたという話になりまして、その教職員の研修の中に村椿委員が思っているようなことというのは、多分きちんと入ってくるのではないのかなというのは、思うところではありますので、そういったところ、思いはよくわかりますので、教職員の研修をきちんと積み重ねていただく中で、迅速な対応とか、後回しにしないとか、きちんと説明していくとかということも入っていくのかなとは思いますが、いかがですかね。

○村椿敏章委員 今、委員長が言ってくくださったような、研修の中でね、この部分については、当然出される部分だとは思っていますので、今回の政策提言の中では、先ほど研修をやるという部分はあったので、それに委ねることにします。

○永本浩子委員長 そしてまた、あと、どうですかね、里見委員のいじめ情報受信後、校長会等の全学校校卒の中での対応というのがありますけれども、この点、ちょっと御意見をお願いいたします。

○里見哲也委員 取りまとめの部局がどこかというところともちょっと関係あるのですが、それとは別に学校間の、さっきもちょっとお話しした、あっちの学校ではいいって言ったけれども、こっちの学校じゃ駄目って言って、こういうものも問題だと思うのです。なので、電子的に標準の取扱いということをするためには、その集約化ということが1つと、その情報のフィードバック的な部分で言うと、例えば、この校長会で全部対応してくれるのであれば、それも1つかもしいかなということの要素はあります。学校部局に入っちゃいけないということであれば、部局というか、学校に入っちゃいけないのであれば、学校で全部やってくださいねって言うても、校長会ですよねってことになってくると思うのです。ということではなくて、部局に、局というか専門部署を立ち上げるべきだと私は思っていますから。それで、その情報がフィードバック

として校長会に行ってもいいのではないのかなという。それは各学校の横のつながりの中で、学校名が出るかどうかというのはあるかもしれないですけども、こういう事例があるから皆さん気をつけましょうねだとか、こういうふうに解決しましたというようなフィードバックの形を設けたらいいのではないのかな。当然そうなるのかもしれないですけども、一応そこに入れさせていただきました。

○永本浩子委員長 今も校長会は持たれているのではないかなとは思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

○古都宣裕委員 校長会とかもそうなのですが、よく金兵委員とかも学校の校則の部分で、いまだに変な校則がまだまだ残っているので、そういった部分は校長会のほうでちゃんと統一を図ってほしいなと正直思いますけれども。今回、いじめのほうなので、いじめで特化すると、先ほどは1回チャートのお話をしましたけれども、チャートのやつをしっかりと活用した上で、それでフィードバックができればいいかなと思ってまして。この中だと金兵委員と僕が書いているのですけれども、いじめ検討会議とかそういった部分をしっかりと月々でまとめた分でこういったことがありましたよというので、専門部署のいじめのところがありますけれども、そういった部分の活動をしっかりと回せるような形にした上で、フィードバックがあればいいのかなと思います。

○永本浩子委員長 今回の提言の中にも明記したほうがいいということになりますかね。

○古都宣裕委員 それは検討委員会で、僕はもんでほしいと思うのですけれども、そこからさらに校長会までフィードバックすることというのを提言に入れるかどうかという委員長の問いなのでしょう。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

であれば、生かした情報を、普通であれば生かすと思うので、そこまでこちらから提言しなくても普通は生かすのかなとは思いますが。

○永本浩子委員長 ということでよろしいでしょうか。

○栗田政男委員 資料2ページになるのかな、2ページ、3ページで、僕、ちょっと書き方が悪かったのだけれども、教育長の任命者は誰って注釈つけていただいて、そもそも議決しているものを知らないなんてことはありえないって丁寧に書いてもらっていますが、そんなのは当たり前で、わざと皮肉

って言うだけなので、これは無視してください。

この内容についてはね、意味合いとしては、教育長を任命しているのは市長なのだから、市長は真剣に考えるべきだという意味でやっているの、ここまで注釈を入れられるとは思わなかったので無視してください。

その中で、やはり市民をあげてって何度も言っていますけれども、やっぱり市民にこういうことを取り組んでいるのだよということを啓蒙することはすごく大事だし、そのためには、じゃあ今の網走ってどうなっているのという情報を、できる範囲で開示してあげないと、やはりそれは真剣にというか、それに対して意識づけにはならないのかなという気がします。そういうことも必要なのかなというのと、いじめ問題、いろいろ議論を聞いていますと、本来学校の中身のことに行政区が云々というのは、なかなか難しいのです。これ、本当に、大体先生の任命者というか、雇用主っていうのは道で持っていますから。雇用権というか、あれですよ、人事権を持っているので、我々がそれに対してどうのこうのというのは一切できないという、二元というか、ちょっとねじれた環境が現実にあるのは、昔から皆さん問題があるねということはわかっていたので。

もう1点ね、学校にじゃあ任せましょうって、村椿副委員長が言っているのだけれども、じゃあ、学校の先生にそこまで求めるのかということも非常に難しい問題であろうかと思えます。特に、小学校、中学校の義務教育課程の先生方っていうのは比較的若い先生が多いので、その先生方が深く心の問題まで取り組んでしてくってというのはなかなかこれは難しいのかなという、僕は人生経験上そういうふう思うので、やはりフォロー、そういう部分のフォローだとか心の問題というのは、やはり我々、市民側というか仕入側でしっかりと取り組んでいくのが必要なのか、全体を通してそういうふうを感じるの、学校の先生にあまりに押しつけてしまうと、子供の環境って今すごい難しいじゃないですか。ある程度しっかりと体罰を与えて指導していくなんで今できない時代ですよ。怒ったりすることも、多分学校現場はできないのではないかな。僕たちは殴られたり、ピントも貼られましたし、蹴りも入れられましたけれども、そういう時代とは全然今は違うので、学校の先生も非常にその辺は悩みながら取り組んでいる。非常に先生方はむしろ心のケアが必要なのか

など僕は思うぐらいなので、やはりみんなで取りくむのが必要なので、あまり学校云々というのを前面に出す必要はないのかなという気がしていました。

以上です。

○永本浩子委員長 あといかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次の子供たちをいじめから守るための条例の制定ということで、この条例に関しては、皆さんどうでしょうか。古都委員も条例ということで、御意見を出していただいています。

○古都宣裕委員 条例までつくるとするのは、取り組むぞという姿勢をしっかりと打ち出すべきだという意味で、僕はつくってもいいのではないかなとは思っております。

○古都宣裕委員 いじめ被害者及び保護者に対する金銭的な補助制度とか、条例と併せてこういった部分も取り組んでいく必要はある意味あるのかなと。条例があるからじゃあ起きないかって言ったら、決してそんなことはなくて、起きるから、それをなくすために決意をするための条例があるのかなと私は理解しているので、そういった部分で、しっかりと取り組むという姿勢を出す、打ち出すためにも条例を出すというのは、1つ効果があるのではないかなと思っております。

以上です。

○金兵智則委員 私も、市民の意識を高める、栗田委員のほうからも出ていますけれども、そういった意味もあり、条例の制定ってことも考えられるのかなというふうには思ったのですけれども、これはあくまでもあれですよ、議会側として条例制定を目指すというわけではなくて、それ、条例制定を考えてくださいと提言するという意味ですよ。条例制定を目指すという形なのか、検討するになるのか、研究するになるのかわからないですけども、文言は別として、形として、やっぱりいじめ問題をしっかりやってこうというふう考えたときに、条例制定というところまで考えが及ぶのが普通だというふうに思いますので、目指すということを提言書に入れても、それはそれで問題ないのではないのでしょうか。

○永本浩子委員長 栗田委員のほうで、市民みんなでいじめ根絶に取り組むためのフォーラムの開催というのが出ていますけれども、この件に関してちょっと御意見を。

○栗田政男委員 これも説明というか、市民全体で

考えるために、そういう勉強会的な、誰か講師を入れたりして、そういうものをやりますよということを意識づけするための、市民に対してのPRというか、こういうことで取組、網走市は取り組みますよという宣言ではないですけども、そういうことが必要なかなと思いますし、市民の皆さんで、例えば市民意識っていうのは、僕みたいに子育てが終わっちゃうと、正直言って、子育て環境というのはあんまり詳しくなくなっちゃうんですね、環境から離れちゃうので、孫の時代になっちゃうので、そういうふうになっちゃうと、やはりその辺で意識が薄れてくんで、これは人間の差というものなので、そういう部分で私たちが再認識する意味で、やはり網走の子供たちをしっかりと育てていくという意味からは、我々世代もしっかりとそれに取り組んでいく、オール網走でやるようなイメージじゃないかと思います。だから、これにこだわっているわけではないし、何かをやれと、講演会をやれというわけじゃなくて、そういうことも1つの手法であるのかなというだけです。

○永本浩子委員長 市民意識を高めるための様々な取組をやっていただきたいということですね。いいと思います。

○村椿敏章委員 私、ここで、いじめ対策全体というところで挙げさせてもらななっていますが、要は、いじめ対策法が厳罰主義になってしまうと、結局、逆光につながるということを言いたかったので、先ほども言ったように、こうなってしまうと、子供たちが息苦しさを感じてどんどん、確信してしまっていて、その中でもいじめが広がっていくということが心配されることから、このことを挙げさせてもらいました。

あと、その下についても、数字目標を上げることによって、これもやっぱりいじめ確信につながっていく、やっぱりいじめがあっては駄目なのですけれども、1つ1つを解決していく、そして、その目標をどうするかというのはないのが当然ですが、目標は立てる必要はないのだろうと考えました。

あわせて、今の学校現場のほうでは、バラバラにされているというか、教職員がね、バラバラにされているというか、ここで言っている、教職員の評価などが、やはり教員の連帯をなくしてしまうことにつながっていくと考えたものですから、こういうふうに乗せさせてもらいました。ぜひ、これもまた、先ほどの政策提言というところから言ったら全般的

な部分なので難しいかなとは思いましたがけれども、あえて入れさせてもらったということです。

○永本浩子委員長 ただいまの村椿委員の御意見に対して、何か。

○金兵智則委員 あえてということでしたので、そこまでこれを入れるか入れないかとかという話ではない。数値化をしないとかという、しない対応をするとかということなら入れられるのかなというふうに思いましたがけれども、いじめ対策法の運用についてですか、教職員、学校単位ではなくて、さっき栗田委員とか、別に今おっしゃっていましたがけれども、オール網走で、網走市としていじめ対策についてどうしていくかという観点で今回議論しているはずなので、また何か別の機会になるのか、逆に言うと、ここまでの議論を、委員会での議論を踏まえて正副委員長のほうで、例えば、提言書案みたいなものを作って出して、次の委員会の資料としてもらったときに、正副委員長で話し合われたときに村椿委員の思いが入れるところがあるのかなのか、ちょっと話してみて、まとめて見ていただいたらどうかな、なんて僕は思うのですけれども、いかがですかね。

○村椿敏章委員 そうですね、私の思いという部分で入れさせてもらった部分が多かったものですか、御迷惑もかけていますけれども、1つ1つ、この後に提言を上げていく中で、そういう部分も入れ込められればなと思いますので、あえて、今ここでどうこうというのは、これ以上は言いません。

○栗田政男委員 村椿委員、ちょっと誤解なさっているのではないかと思うのであえて確認しますけれども、学校の先生の職場環境については、我々はそのものを申すことはできません。そこをしっかりと、先生がやってくれて、協力をお願いすることは、このいじめ問題に対しては多々あるかと思いますが、教育プログラムを全部含めて、それは学校側の話なので、我々行政側からこれについてこうしなさい、あしなさい、いじめの事業を入れなさいなんていうことは絶対にできませんから、その辺の線引きをしっかりと考えてこれを進めていかないと、なんかごっちゃになっているような気がしてどうしようもないんですね。先生方の環境がどうのこうのばかり言っているのだけれども、そういう問題ではないですね、今我々がやろうとしていることは、その線引きをちゃんと確認していただきたいと。

○村椿敏章委員 ただ、今の提言を私たちのほうか

ら学校側にね、見つけることはできないと、学校側にこうしろ、あししろということをやっちゃいけないということなのですか。ただ、やっぱりいじめをなくしていくためには、こういう部分も必要なのではないのかなと思うのですけれども。

○栗田政男委員 ちょっと混乱させてごめんね。もちろん問題があれば、しかるべききちんとしたルートを使って、それを提言、問題を提起しなくちゃいけないでしょうし、場合によってはそういうことも必要でしょうけれども、基本的には、その部分はそちら側の道の管轄で、教育局のほうでやっている話なので、それに関してどうのこうの、直接的にこうしなさいということではできませんよということと、いじめの問題については先生方も精一杯やってらっしゃるので、その上で足りない部分を我々がフォローして、いじめは学校だけで行われていることじゃなくて、むしろ目に見えない放課後とか、プライベートのときに行われているケースが多いです、いじめの問題がなかなか表に出てこないというのは、被害者側も加害者側も表に出したくないという意識があった。すごく多いですよ。それが今問題になっているので、できる範囲で。ただ、個人情報には絶対に守らなくちゃいけない、こういう前提のもとにやらなくちゃいけないので、その辺は本当に慎重かつデリケートな問題なのですが、命に関わる問題なので、しっかり取り組んでいきたいなと。御理解いただけますか。

○村椿敏章委員 おっしゃる通りだと思っています。ただ、やはりこういう提言も必要なだろうなと私は思ったものですから、挙げさせてもらったということです。

○永本浩子委員長 それでは、ちょっとここで暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時38分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

皆さん、長時間にわたって、様々な御意見を頂きまして、ありがとうございました。

今日頂いた皆さんからの御意見をまとめまして、一つは科学的根拠に基づく学校風土、いじめ調査のやり方をきちんともう1回勉強し直すという課題は残りましたが、その課題もクリアしながら次回までに提言の叩き台的なものを作って、今日の内容を反映したものを作っていきたいと思いますので、次回また委員会の中でもんでいきたいと思いま

すので、よろしくお願いたします。

午後11時43分閉会

○永本浩子委員長 そして、一つ、行政視察のことなのですけれども、昨年10月に行政視察を行いましたけれども、令和6年度は5月に行政視察が行われるというか、まずは行政視察をやるかどうかなのですけれども、やる方向でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

先ほど、この委員会が始まる前に、今回5月15日に網走市と友好都市になっております、天童市から網走市に視察がいらっしゃるということで、ちょっとこの週は受け入れがありますので、ちょっと難しいかなということで、総務経済委員会の委員長、副委員長と私たちが相談をしまして、5月20日の週に総務経済、27日の週に文教民生の視察ということで、打ち合わせをさせていただいたのですけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、日程的にはその週で、そして視察先なのですけれども、去年、皆さんからたくさん視察先の候補を出していただきまして、まずは去年出していた候補を基本にして視察先を組んでみたいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

もし、去年出したもの以外にもこういったところをぜひという御意見がありましたら1月中に御意見いただければと思いますが、今もうすでにありますかね。

○古都宣裕委員 先ほどの日程の際に27日の週ってあったのですけれども、6月議会の直前なので、きっと一般質問の締め切りとかそういった部分が入ってきて、結構バタバタしちゃうのではないかなという懸念があるのですけれども。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時42分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

休憩中に確認いたしましたところ、6月議会には影響がないであろうということで、確認させていただきましたので、先ほどの日程ということで進めさせていただきますのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、本日の委員会、以上で終わらせていただきます。

お疲れ様でございました。